

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係
内線番号	4944

No.	項目	内容
①	処分名	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定
②	法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
③	法令番号	令和4年法律第37号
④	根拠条項	第21条第5項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第二十一条 同意基本計画において定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。)を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合には、第十九条第一項後段の規定を準用する。 5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。 二 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。 三 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金融通法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 四 当該特定環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合には、林業・木材産業改善資金助成法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 五 当該特定環境負荷低減事業活動に経営等改善措置が含まれる場合には、沿岸漁業改善資金助成法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 六 当該特定環境負荷低減事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。 七 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項(同号ロ(1)の土地が指定市町村(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の区域以外の区域内にある農地(耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)であり、前項第一号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。 八 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項(同号ロ(1)の土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地又は採草放牧地である当該土地を農地又は採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
⑦	審査基準	京都府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領 (令和5年3月28日付け 5農産第235号) 第4条第1項 ※別添資料参照
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	申請内容により農林水産大臣、当該市町村の長
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)
	経由期間	
	協議期間	
	当該処分期間	
⑫	問合せ	農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係 (電話)075-414-4944
⑬	備考	京都府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領全文については、農産課ホームページにも掲載しています。

京都府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制定 令和5年3月28日 5農産第235号

（目的）

第1条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び京都府みどりの食料システム基本計画（令和5年4月1日京都府、全26市町村。以下「府基本計画」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（実施計画の作成）

第2条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第1号又は第2号を用いるものとする。

（実施計画の申請）

第3条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画と必要な書類を添付した別記様式第3号又は第4号を知事に申請するものとする。

（実施計画の認定の審査）

第4条 知事は、申請された実施計画の認定の審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項、基本方針、ガイドライン並びに府基本計画に即して行うものとする。

2 知事が、第1項に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行う場合において、法第21条第17項の規定に基づき関係市町村長へ意見を聴く場合、知事は、別記様式第5号により、関係市町村に照会するものとし、関係市町村長は、別記様式第6号により回答するものとする。

3 知事が、第1項に基づき実施計画の認定を行う場合において、法第19条第6項、法第21条第6項第1号、同項第3号又は同条第12項の規定に基づき近畿農政局長へ

協議する場合、知事は、別記様式第17号、別記様式第18号又は別記様式第20号により、近畿農政局長に協議するものとする。

- 4 知事が、第1項に基づき実施計画の認定を行う場合において、法第21条第6項第2号の規定に基づき、指定市町村長へ協議する場合、知事は、別記様式第19号により、指定市町村に協議するものとする。

(実施計画の認定)

第5条 知事は、申請のあった実施計画が前条第1項の認定要件に適合すると認めた場合は、申請者に対し別記様式第7号又は第8号により認定通知書を交付するものとする。

- 2 知事が、申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画について認定した場合は、法第21条第18項の規定に基づき関係市町村長に対し別記様式第9号により、法第21条第19項に基づき近畿農政局長に対し別記様式第10号により、それぞれ通知するものとする。
- 3 認定通知書に記載する認定番号は別表1のとおりとする。
- 4 知事は、申請された実施計画が第1項の認定要件に適合しないと判断した場合は、認定をしない理由を別記様式第11号により申請者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき認定を受けた農林漁業者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第12号により申請することとし、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況を別記様式第13号により併せて報告するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4条の手続きを準用する。
- 3 法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農林漁業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第14号により届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6箇月以内の変更
 - (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- 4 前項の変更により認定通知書の記載内容に変更が生じた場合、知事は認定通知書を改めて交付するものとする。

(認定計画の認定の取消し)

第7条 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定に基づき、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消したときは、農林漁業者に別記様式第15号により通知するものとする。

3 認定を受けた農林漁業者は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になった場合は、速やかに知事に認定の取消しを申し出るものとする。

4 知事は、前項による申出があった場合は、第1項に準じて取消しを行うものとする。この場合の認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解する。

(実施状況の報告)

第8条 知事は、必要に応じて農林漁業者に実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた農林漁業者は、別記様式第16号により、知事に回答するものとする。

(資料の提出先)

第9条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類の提出先は、別表2のとおりとする。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 認定番号の付け方

業 種	認定番号の付し方	例 示
【環境負荷低減事業活動の場合】		
農 業	【京都乙訓地域】 京都農第（認定年度）－（番号）号 【京都乙訓地域以外】 （普及セ名）農第（認定年度）－（番号）号 ・各農業改良普及センターの名称から、農業改良普及センターを除き、記載。	京都農第令 5－1 号 →令和 5 年度 京都乙訓地域認定 1 件目の場合 山城北農第令 5－1 号 →令和 5 年度 山城広域振興局長等 （山城北農業改良普及センター所長）認定 1 件目の場合
畜産業	京都畜第（認定年度）－（番号）号	京都畜第令 5－1 号 →令和 5 年度 認定 1 件目の場合
林 業	【京都乙訓地域】 京都林第（認定年度）－（番号）号 【京都乙訓地域以外】 （振興局名）林第（認定年度）－（番号）号 ・各広域振興局の名称から、広域振興局を除き、記載。	京都林第令 5－1 号 →令和 5 年度 京都乙訓地域認定 1 件目の場合 南丹林第令 5－1 号 →令和 5 年度 南丹広域振興局長等 （南丹広域振興局長）認定 1 件目の場合
漁 業	京都漁第（認定年度）－（番号）号	京都漁第令 5－1 号 →令和 5 年度 認定 1 件目の場合
【特定環境負荷低減事業活動の場合】		
全 て	京都特環第（認定年度）－（番号）号	京都特環第令 5－1 号

- (備考1) 認定年度の年号は、最初の一文字を付す。
- (備考2) 番号は、年度毎に1から順に付す。
- (備考3) 変更の認定の場合は、変更前の認定番号で認定する。
- (備考4) 再認定の場合は、新たな認定番号で認定する。

別表2 提出先

【環境負荷低減事業活動実施計画関連】

(別記様式第1号、第3号、第12号、第13号、第14号、第16号)

分 野	資料提出先の部署
農 業	各農業改良普及センター
畜産業	農林水産部畜産課
林 業	各広域振興局森づくり振興課（京都乙訓地域以外） 京都林務事務所（京都乙訓地域）
漁 業	水産事務所

(備考1) 京都乙訓農業改良普及センターは、資料受取後、農産課へ進達する。

(備考2) 水産事務所は、資料受取後、水産課へ進達する。

【特定環境負荷低減事業活動実施計画関連】

(別記様式第2号、第4号、第6号、第12号、第13号、第14号、第16号)

分 野	資料提出先の部署
農 業	農林水産部農産課
畜産業	農林水産部畜産課
林 業	農林水産部林業振興課
漁 業	農林水産部水産課